令和3年度第4回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会 議事録

令和3年10月18日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和3年度第4回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

1 開催日時 令和3年10月18日(月) 午後1時30分

2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室

3 招 集 者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信

4 開催通知を令和3年10月7日(木)発した日

5 通知した議題

(1)議題

第1号議案 山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び 許可又は起業の認可を申請すべき期間について

(2)報告事項

ア 第20回伊予灘連合海区漁業調整委員会の結果について

イ 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会(第57回)の結果について

6 出席者

(委員:15名)

森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、松野 利夫、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本 信正、大谷 誠、松浦 栄一郎、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則、小林 亨

(県及び事務局)

農林水産部水産振興課	課長	中村	圭吾
水産振興課 漁業調整取締班	主査	松永	善文
	主任	伊藤	憲彦
下関水産振興局 水産課水産班	主査	魚津	勝
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班	主査	宮内	聡
山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班	主任	柏村	直宏
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	事務局長	澁谷	賢司
	書記	藤濱	朋哉
	書記	永尾	洋輔

7 傍聴人 出席者なし

8 付議事項及び審議結果

(1)議案

第1号議案 山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び

許可又は起業の認可を申請すべき期間について

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、答申することとした。

(2) 報告事項

報告事項1 第20回伊予灘連合海区漁業調整委員会の結果について 事務局から報告された。

報告事項2 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会(第57回)の結果について

事務局から報告された。

9 審議の概要

澁谷事務局長

定刻には少し早いですが、全員ご出席ですので、ただ今から令和3年 度第4回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は委員定員 15 名に対して、15 名全員のご出席をいただいておりますので、漁業法第 145 条の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告いたします。それでは開会にあたりまして森友会長からご挨拶をお願いいたします。

森友会長 皆さん、こんにちは。

本日は、皆様、大変ご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとう ございます。

今週に入ってぐっと気温も下がり、ようやく秋らしさを感じていると ころですが、これからの気温の低下に合わせて、本県の漁模様も好転す ることを期待しております。

さて、本日の委員会は、議題が1件、報告事項が2件となっております。委員の皆様方の慎重なご審議をお願いし、簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いします。

森友会長
それでは議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。

今回は、小林委員と竹本委員にお願いします。それでは、第1号議案「山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」、事務局から説明をお願いします。

永尾書記

お手元の資料1ページをお開きください。

令和3年10月14日付で、山口県知事から当委員会会長あてに諮問がなされています。

内容については、水産振興課からお願いします。

伊藤主任

水産振興課の伊藤です。私の方から説明させていただきます。

第1号議案「山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の 内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」ということで ございます。

皆さんご存じのとおり、漁業法の改正によりまして、新規の許可を受ける場合には、委員会の皆様方のご意見を聴いた上で、公示をする流れになっています。

資料1ページの下にありますように、県内の知事許可漁業に係るものが6件、県外入漁許可に係るものが2件ございます。

具体的な内容については、資料2ページ以降でご説明します。

2ページ以降に制限措置等という横の表を載せています。

表の5列目の操業区域については、長くなりますので、5ページ以降 に載せております。

また、参考として、14ページ以降に操業区域の図面を載せております。

それでは、整理番号1の「小型機船底びき網手繰第二種なまここぎ網、 手繰第三種なまこ桁網」について簡単にご説明いたします。

こちらは、県漁協東岐波支店からの要望によるものですが、許可又は 起業の認可をすべき船舶等の数は2隻となっております。

漁業を営む者の資格ですが、「山口県宇部市大字東岐波に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつ小型機船 底びき網手繰第三種、桁網漁業の許可を有しない者」としております。

操業区域については、14ページの共第51号、共第53号及び共第60号となります。

また、2ページに戻っていただきまして、整理番号2の「小型機船底 びき網手繰第三種貝桁網」ですが、こちらは、県漁協浮島支店から要望 が上がっております。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1隻となっております。 漁業を営む者の資格は、「山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町 及び玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者」としております。

操業区域については、15ページに参考図面を付けております。

3ページに戻っていただきまして、整理番号3の「まき餌釣り」です。 こちらは、岩国市漁協から要望が上がっています。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数については1隻、漁業を営む 者の資格は、「山口県光市以東の山口県瀬戸内海側に漁業根拠地を有す る者」としています。

整理番号4の「かにかご」ですが、こちらも、岩国市漁協から要望が 上がっているものです。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1隻、漁業を営む者の資格は、「山口県岩国市(同市柱島、同市通津、旧玖珂郡由宇町を除く。)に 漁業根拠地を有する者」としています。

操業区域は、17ページに参考図面を載せております。

3ページに戻っていただきまして、整理番号5の「雑魚かご」ですが、 こちらは、県漁協光支店から要望が上がっております。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数については1隻、漁業を営む者の資格は、「山口県光市(同市牛島を除く。)に漁業根拠地を有する者」としています。

操業区域については、18ページに参考図面を載せています。

また、3ページに戻っていただきまして、整理番号6の「雑魚かご」ですが、こちらは、向島支所からの要望によるものです。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1隻、漁業を営む者の資格は、「山口県防府市(大字台道、大字西浦及び大字野島を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者」にしております。

操業区域については、20ページに参考図面を載せています。共第73号の区域となります。

続いて4ページ、県外の入漁になります。

整理番号7番の「小型機船底びき網手繰第二種なまここぎ網」です。 こちらは、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は6隻、漁業を営む者の資格は、「広島県において小型機船底びき網手繰第二種漁業(なまここぎ網)の許可を有する者であって、山口県と広島県のとりかい漁業、なまこ漁業の入漁に係る覚書に基づいて入漁する者」としています。

操業区域としましては、21ページに参考図を示しております。

もう一つ県外入漁がありまして、資料4ページに戻ってください。

整理番号8番、「小型機船底びき網手繰第三種(貝桁網)」ですが、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は47隻、漁業を営む者の資格は、「広島県において小型機船底びき網手繰第三種漁業(貝桁網)の許可を有する者であって、山口県と広島県のとりかい漁業、なまこ漁業の入漁に係る覚書に基づいて入漁する者」としています。

操業区域としましては、22ページに参考図を示しております。

先ほどのなまここぎと相違する点は、東側の区域が少し操業できなくなっています。

4ページに戻っていただいて、2の許可又は起業の認可を申請すべき期間ですが、令和3年10月19日から令和3年11月19日までの1カ月間となっています。

説明は、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

森友会長説明が終わりましたが、委員の皆様、ご質問、ご意見ございませんか。

-----質問、意見なし。------

森友会長 ございませんか。

原案どおり第1号議案は特に異議はない旨、山口県知事に答申してよ ろしいか。

森友会長 全員、異議なしと認めます。第1号議案は特に異議はない旨、答申することとします。

本日の議題は以上です。次に報告事項に移ります。

「第20回伊予灘連合海区漁業調整委員会の結果について」報告をお願いします。

永尾書記 事務局の永尾です。座って説明いたします。

令和3年9月8日 水曜日に開催されました「第20回伊予灘連合海 区漁業調整委員会の結果について」ご報告します。

資料の27ページをご覧ください。

まず、第1号議案、第2号議案において会長、副会長の選任が行われました。

大分海区の小野委員が会長に、当海区の森友会長、愛媛海区の福島委員が副会長に互選されました。

第3号議案から第7号議案については一括上程され、原案どおりの内容で承認されています。

委員会指示の内容は、従前どおりです。

(5)のその他ですが、大分県から協定東部海域におけるタチウオ浮きはえなわ漁業の禁止に係る大分海区委員会指示を更新した旨の報告がされました。

事務局からは、以上です。

森友会長	説明が終わり	ましたが.	ご意見。	ご質問はございませんか。
$M \wedge \Delta \Delta \Delta$	一 わせいまな かくする フ	0 C/C/2 \	一 心へして	こ貝間はこともならわる。

-----質問、意見なし。------

森友会長 よろしいでしょうか。

続きまして、「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の

結果について」報告をお願いします。

永尾書記

こちらも私から説明させていただきます。

「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果につい て」報告します。

資料の29ページをお開きください。

本年度も書面による審議となっています。

審議結果につきましては、第1号議案から第4号議案まで過半数によ り可決承認されています。

内容につきましては、31ページ、32ページに記載しておりますの でご覧いただければと思います。

説明は、以上です。

森友会長説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

-----質問、意見なし。-----質問、意見なし。

森友会長

ありませんでしょうか。

それでは、事務局からの説明は以上ですが、委員の皆様、他に何かご ざいませんでしょうか。

-----質問、意見なし。------質問、意見なし。

森友会長

よろしいでしょうか。

それでは、本日の委員会はこれで終了します。慎重なご審議ありがと うございました。

(13:45 終了)